**学校体育施設利用時の新型コロナウイルス感染防止対策チェックシート**

**【利用者が遵守すべき事項】**

注：下のチェック欄すべて確認したうえで学校体育施設が利用可能です。

以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせること。（利用当日に代表者が確認を行う）

　　・体調がよくない場合（例：発熱･咳･咽頭痛･倦怠感･味覚異常などの症状がある場合）

　　・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

　　・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合

利用当日に、利用団体代表者は、当日利用者名簿を記入し団体代表者にて保管すること。

利用終了後２週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した方がいる場合は、生涯学習課及び利用学校に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

マスクを持参すること。（観戦時等のスポーツを行っていない際や会話をする際はマスクを着用すること）

ハンカチ等を持参し、殺菌消毒用石鹸等（利用団体が準備）によるこまめな手洗いやうがい、アルコール消毒液等（利用団体が準備）による手指消毒を実施すること。

消毒液による劣化を防ぐため、学校の備品（支柱等）を使用する場合は、消毒液での消毒はせず、ゴム手袋等（利用団体が準備）を着用して、準備等を行うこと。

体育館使用後に床の清掃をすること。（モップによるからぶきをした後、モップの消毒をすること）

利用団体所有の備品については、体育館に置きっ放しにせず、毎回持ち帰ること。

利用者が触れた体育館等の出入口ドアノブ･窓サッシ･照明スイッチ等及び使用したトイレのドアノブ･便座･床等は使用後に必ず、消毒液（利用団体が準備）で清拭消毒をすること。

運動・スポーツをしていない間や、競技者以外の人は、周囲の人との距離（できるだけ２ｍ以上）を確保すること。（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）

施設利用前後のミーティング等においても、三つの密を避けること。

感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、指示に従うこと。

**【利用者が運動・スポーツを行う際の留意点】**

運動・スポーツの種類に関わらず、感染予防の観点から、周囲の人との距離（なるべく２ｍ）を確保すること。（介助者や誘導者の必要な場合を除く）

強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空けること。

走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること。

運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと。（屋内施設は厳禁）

運動・スポーツを行う際は、十分な換気を行うこと。また、使用後は戸閉をすること。

その他、施設利用者は感染拡大防止に係る対策を講じること。

**利用者の代表者として、上記内容を遵守し、施設を利用します。**

利用団体名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名：

利用日時　：令和　　年　　月　　日　　午前・午後　　時　　分　～午前・午後　　時　　分

利用施設　：

**消毒確認　：　完了時刻　午前・午後　　時　　分**